

■ オンもオフも自分らしく！ワーク・ライフ・バランス



ON DAY

無理なく育児と仕事を両立
制度を活用しながら

OFF DAY



ON DAY

かけがえのない時間
育児休業でみつけた、

OFF DAY

事務 平成24年度採用
総務部 厚生課 事務官

担当業務
職員の福利厚生に関する業務

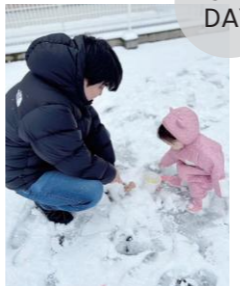
育児休業取得年
令和4年度～令和5年度に育児休業を取得
令和6年度に育児休業を取得



技術 平成27年度採用
富山河川国道事務所 流域治水課 流域治水係長

担当業務
河川の改修事業に関する調査・計画

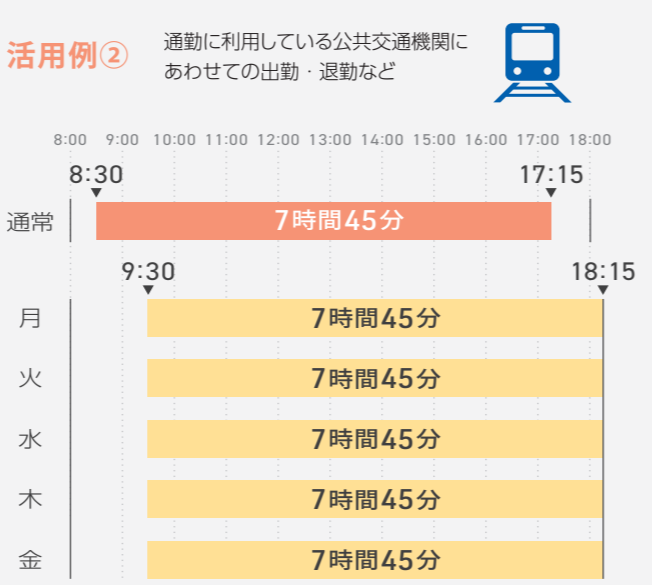
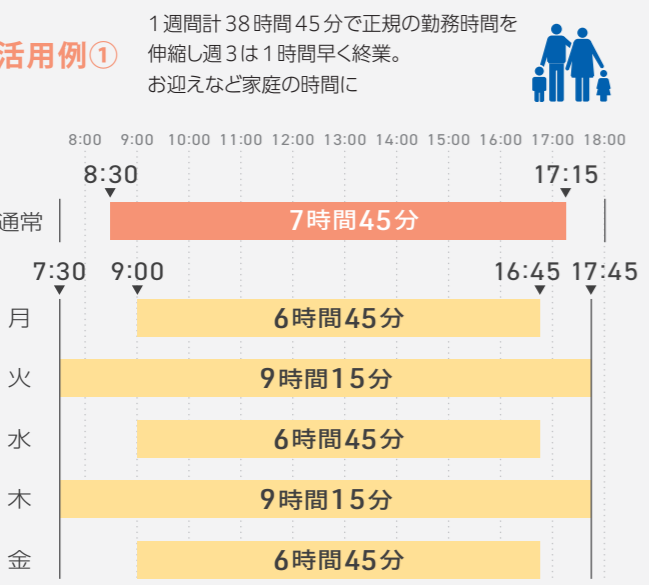
育児休業取得年
令和7年度に育児休業を取得



「妻の負担を少しでも減らしたい」そんな思いから、5ヶ月間の育児休業を取得しました。育児休業中は、子どもの初めての寝返りや笑った顔など、貴重な成長の瞬間をリアルタイムで感じることができ、かけがえのない時間となりました。育児に加えて家事にも積極的に取り組み、大変なこともありましたが、その経験が家族との絆をより深めてくれたと実感しています。職場に戻ってからは、上司や同僚の温かいサポートのおかげで自然に仕事に馴染むことができました。妻を支えていたつもりが、気づけば妻に支えられ、少しでも早く帰宅して家族の顔を見るために、「ときどき」な気持ちで仕事に取り組んでいます。

フレックスタイム制

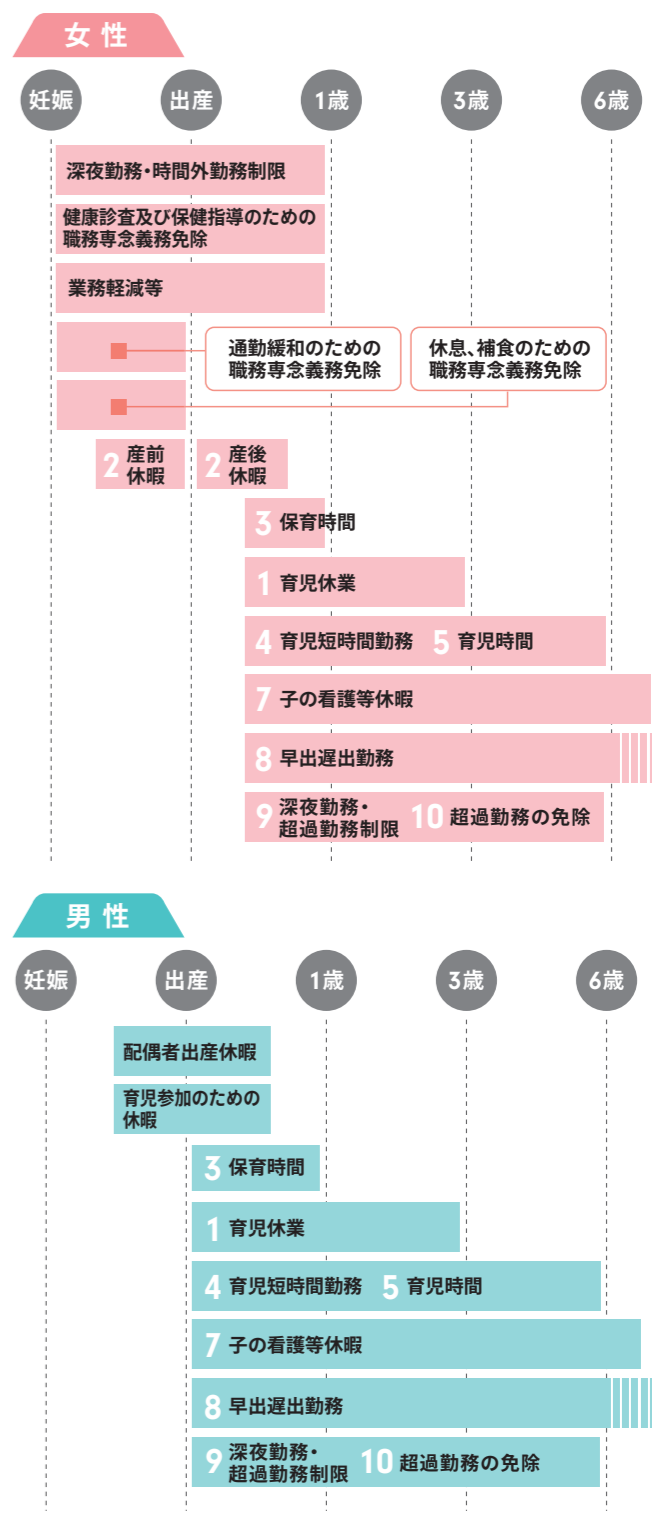
4週を単位とした期間の中で合計155時間となるように、1日の正規の勤務時間を伸び縮みさせることができる制度です。



利用できる制度

- 育児休業**
3歳未満の子どもを養育する場合
▶配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能
- 産前・産後休暇**
出産する場合
▶産前6週間、産後8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）
- 保育時間**
生後1年未満の子どもを養育する場合
▶子が1歳に達するまで
- 育児短時間勤務**
小学校就学前の子どもを養育する場合
▶勤務時間を短縮
- 育児時間**
小学校就学前の子どもを養育する場合
▶1日につき2時間まで又は1年につき10日相当の時間まで勤務しないことが可能
- 介護時間**
父母等を介護する場合
▶連続する3年の期間内で1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能
- 子の看護等休暇**
小学校3年生までの子どもを看護する場合等
▶年5日（小学校3年生までの子どもが2人以上の場合は年10日）
- 早出遅出勤務**
小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に通う小学生の子どもを送り迎え、又は父母等を介護する場合
▶始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げて勤務
- 深夜勤務・超過勤務制限**
小学校就学前の子どもを養育又は父母等を介護する場合
- 超過勤務の免除**
小学校就学前の子どもを養育又は父母等を介護する場合
- 介護休暇**
配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合
▶6ヶ月の期間内で必要と認められる期間
- 短期介護休暇**
配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合
▶年5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）
- 配偶者同行休業**
外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合
▶3年を超えない範囲

利用できる期間（妊娠から就学まで）



キャリアサポート研修

育児・介護等の理由により合宿研修受講が困難な職員（係員から課長級の全職員）を対象にワークライフバランスなど仕事と家庭の両立を改めて考える機会を提供する研修を実施しています。